



さいたま市

平成29年度第1回さいたま市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会 資料7

**幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型
認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について**

平成29年9月1日
子ども未来局

認定こども園の類型及び認可等の権限について

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ。

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ。

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。

新制度施行以降の認定こども園の認可等の権限について

- H27. 4 ・ 「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタート。
- ・ 認定こども園法の改正により、学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ単一の施設として、新たに幼保連携型認定こども園として創設され、認可権限は、政令指定都市に移譲。
 - ・ 「さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」の施行。
 - ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定は、埼玉県が認定。
- H28. 4 ・ 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限が埼玉県から移譲(認定要件については、埼玉県の認定要件を適用)
- H30. 4 ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限が都道府県から政令指定都市へ移譲される。

第7次地方分権一括法による関係法律の整備について

第7次地方分権一括法

- 1 第7次地方分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)が成立し、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)を踏まえ、都道府県から政令指定都市等への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備が行われた。

改正内容

- 2 都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

[就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の一部改正]

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型、保育所型及び地方裁量型)の認定等の事務・権限を政令指定都市へ移譲

権 限	都道府県	指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等	○ →	

- ② 認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理及び周知並びに報告の徴収の事務・権限を認定等の権限を有する市へ移譲

権 限	改正前	改正後
認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市※

※ 幼保連携型認定こども園は指定都市・中核市に移譲済。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は①により政令指定都市に移譲予定。

施設の整備及び運営基準の比較について

さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

第7次地方分権一括法が成立し、「就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律」及び「子ども子育て支援法」が一部改正され、幼保連携型認定こども園以外の認定権限について、政令指定都市に移譲されることに伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件を定める条例を制定する。

【主な内容】

1 学級の編制

1 学級の園児数

- ・ 現行の埼玉県の認定基準と同様の基準を定める。

府令・省令：満3歳以上の園児について、35人以下を原則とする。

条例（案）：満3歳以上満4歳未満については、20人以下、満4歳以上の学級については、35人以下を原則とする。ただし、満3歳以上満4歳未満については、保育教諭等を2人以上置く場合には35人以下とすることができる。（埼玉県認定基準）

2 職員の配置

- ・ 府令・省令で定める基準と同様の基準を定める。

府令・省令：0歳児 3：1

1・2歳児 6：1

3歳児 20：1

4・5歳児 30：1

満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。

3 職員資格

- ・ 府令・省令で定める基準と同様の基準を定める。

府令・省令：満3歳以上・・・保育士資格及び幼稚園教諭免許の併有が望ましい。（いずれかでも可）

満3歳未満・・・保育士資格が必要

施設の整備及び運営基準の比較について

【主な内容】

4 施設設備

(1) 乳児室又はほふく室の面積基準

- ・ 保育所型にあつては、現行の市の認可保育所の基準と同様の基準を定める。
- ・ 幼稚園型、地方裁量型については、現行の埼玉県の認定基準と同様の基準を定める。

府令・省令：（乳児室）2歳未満児については、1人につき1.65㎡以上

（ほふく室）1人につき3.3㎡以上

県条例：幼稚園型・地方裁量型

（乳児室・ほふく室）2歳未満児については、1人につき3.3㎡以上（埼玉県認定基準）

条例（案）：保育所型

（乳児室・ほふく室）0歳については、1人につき5㎡以上、1歳児については、1人につき3.3㎡以上

(2) 屋外遊戯場

- ・ 保育所型にあつては、現行の市の認可保育所の設備基準と同様の基準を定める。
- ・ 幼稚園型、地方裁量型については、府令・省令で定める基準と同様の基準を定める。

府令・省令：(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

なお、保育所型又は地方裁量型にあつては、一定の要件を満たす場合、当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

施設の整備及び運営基準の比較について

【主な内容】

(2) 屋外遊戯場

条例（案）：保育所型にあつては、本市認可保育所の設備基準に基づき、市長が認める場合（駅前型保育所に該当する場合）を除いて、当該認定こども園の敷地内に、満2歳以上の子ども1人につき、3.3㎡以上の面積を有する屋外遊戯場を確保する。

5 食事の提供

- ・保育所型にあつては、現行の市の認可保育所の基準と同様の基準を定める。
- ・幼稚園型、地方裁量型にあつては、府令・省令で定める基準と同様の基準を定める。

府令・省令：満3歳以上の園児に限り、一定要件のもと、外部搬入可。

条例（案）：保育所型にあつては、本市認可保育所の設備基準に基づき、当該施設内において調理する方法により食事を提供する。

6 教育及び保育の内容、職員の質の向上、子育て支援事業 など

- ・府令・省令で定める基準と同様の基準を定める。